

Title	建築家の監理義務：ドイツの裁判例を手がかりとして
Sub Title	Die Überwachungspflicht des Architekten : unter besonderer Berücksichtigung der deutschen Rechtsprechungen
Author	日向野, 弘毅(Higano, Koki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1992
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.65, No.5 (1992. 5) ,p.71- 101
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19920528-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

建築家の監理義務

——ドイツの裁判例を手がかりとして——

日向野 弘毅

- 一 問題の所在
- 二 ドイツにおける建築家の建築指揮義務
 - (一) 旧GOAにおける建築指揮業務
 - (二) HOAIにおける建築指揮業務
 - (三) 建築指揮義務に関する裁判例
- 三 我が国における建築家の監理義務
 - (一) 監理業務
 - (二) 監理義務に関する裁判例とその検討
- 四 おわりに

一 問題の所在

我が国では、従来、建築家の民事責任はほとんど問題にされ

てこなかった。しかし、近時、設計ミスあるいは監理ミスによる建築家の責任を認める裁判例⁽²⁾が徐々に現れつつある。これらの裁判例を検討してみると、若干の問題点が浮かび上がってくる。その中で最も重要なものの一つは、建築請負人の施工ミスに対して建築家は如何なる範囲で契約責任を負うのか、つまり建築家の監理義務の範囲の問題である。この点につき、諸裁判例においては、何ら明確な基準なしに些か恣意的に判断されているようである。学説においてもこの問題につき論じたものは管見の及ぶ限り見当たらない。しかし、このような訴訟の勝敗を決するような重要な問題について、ひとり裁判所の判断のみその解決を委ねることは許されないであろう。

私は、このような我が国の法状況に鑑み、本稿において、こ

の問題領域に長年来取り組んでいるドイツの裁判例を検討し、建築家の監理義務の範囲の画定基準を抽出したうえで、それに基づいて、我が国の裁判例に検討を加えることにする。

(1) 建築家の民事責任について論じた最近の文献として次のものを挙げるができる。

日向野弘毅「建築家の契約責任―西ドイツの学説・判例を中心として―」慶應義塾大学大学院法学研究科論文編集第二十六号（昭和六十二年九月）一六三頁以下、同「西ドイツにおける建築家の不法行為責任 社会生活上の義務を中心として―」前掲論文編集第二十七号（昭和六十三年三月）一一九頁以下、同「建築家の責任をめぐる日独比較法的研究」前掲論文編集第二十八号（昭和六十三年九月）六七頁以下、同「建築家の民事責任―設計監理契約の法的性質を中心として―」判例タイムズ七四八号（平成三年四月）二二頁以下、同「建築設計監理契約の法的性質―ドイツの判例・学説を中心として―」慶應義塾大学法学研究会編「法学研究」第六四巻第五号（平成三年五月）四八頁以下、同「建築物の瑕疵に対する建築家の責任―建築設計監理契約の法的性質を中心として―」日本建築学会会計画論文報告集第四二六号（平成三年八月）一四三頁以下、同「建築物の瑕疵に対する建築家の責任―建築設計監理契約の法的性質を中心として―」一九九一年度大会（東北）学術講演梗概集F分冊（平成三年八月、社団法人日本建築学会）六八三頁以下、同「建築家の業務と建築設計監理契約の法的性質」常磐大学人間科学部紀要「人間科学」第九巻第一号（平成三年二月）八五頁以下、同「Die Haftung des Architekten in der Bundesrepublik Deutschland und in Japan」慶應義塾大学法学部編「慶應義塾大学法学部法律学科開設百年記念論文集慶應法学会篇」（慶應通信、平成二年）四五九頁以下。

大森文彦「建築設計の法律空間―民事法を中心として―」東洋法学第三一巻第一・二合併号（昭和六十三年一月）一一七頁以下、同「工事監理業務内容の法的解析―民事法の観点から―」東洋法学第三二巻第二号（平成元年三月）二六九頁以下、同「工事監理責任の法的解析―民事法の観点から―」東洋法学第三三巻第二号（平成二年三月）一五七頁以下、同「建築家の法的責任」建築雑誌第一〇六集第三一四号（平成三年六月、日本建築学会）三〇頁以下、同「建築設計契約―工事監理契約の法的性質」判タ七七二号（平成四年二月）三五頁以下。

花立文字「建築設計・監理契約に関する一考察（一）（二）（三）完」法学志林第八十六巻第三・四合併号（平成元年三月）九三頁以下、同第八十七巻第三号（平成二年三月）八七頁以下、同第八十八巻第三号（平成三年三月）一八三頁以下。

(2) 建築家（設計監理法人、設計監理部門を有する建設会社を含む）の設計監理上のミスによる契約責任を認めたものとして、名古屋地判昭四八・一〇・二三（判タ三〇二号一七九頁）、大阪地判昭五七・五・二七（判タ四七七号一五四頁）、大阪地判昭五九・一二・二六（判タ五四八号一八二頁）、長崎地佐世保支判昭六〇・一二・二三（未登載、昭五六〇）第二四七号、津地伊勢支判平二・一・一九（未登載、昭五八〇）三九号）があり、同じく不法行為責任を認めたものとして、東京地判昭五五・三・一八（判時八三八号六六頁）、大阪地判昭五三・一一・二（判時九三四号八一頁、判タ三八七号八六頁）、東京高判昭五七・四・二七（未登載、昭五五〇）一〇四四号、同（ネ）一一一六号、昭五六（ネ）一四七四号、大阪地判昭五九・一二・二六（判タ五四八号一八一頁）、大阪地判昭六二・二・一八及びその控訴審判決である大阪高判平元・二・二七（いずれも判時一三三三三号六八頁に掲載）がある。

二 ドイツにおける建築家の建築指揮義務

ドイツにおいて、我が国の監理にほぼ相当するものを「建築指揮」(Bauleitung)というが、これは法律上の概念ではなく、ドイツの文献でしばしば用いられる便宜上の用語である。

建築指揮という概念はもともトライヒ裁判所(Reichsgericht)が作り出したものであり、後述するGOAの「最高指揮」及び「現場監督」を包摂する上位概念と解されている⁽¹⁾。本稿でも、論述の便宜上、この概念を用いることにする⁽²⁾。

本章では、まず、建築指揮義務について説明し、しかるのち、建築指揮義務の範囲に関する裁判例を検討することにする。

(1) Vgl. Kromer/Christoffel, Das Architektenrecht, 1955, S. 84.

(2) Vgl. Hess, Die Haftung des Architekten für Mängel des errichteten Bauwerks, 1966, S. 26, Anm. 34.

Ⅰ 旧GOAにおける建築指揮業務

GOA (Gebührenordnung für Architekten = 建築家業務報酬規程) は、一九五〇年一〇月二三日に制定され⁽¹⁾、建築家の建築指揮業務として、「最高指揮」(Oberleitung) (GOA一九条一項f及びg)及び「現場監督」(Bauführung) (同法同条四項)を規定していた⁽²⁾。「最高指揮」は、「技術上の最高指揮」(Künstlerische Oberleitung)

(GOA一九条一項f)及び「技術上及び事務上の最高指揮」(technische und geschäftliche Oberleitung) (同法同条四項g)から成る⁽³⁾。

前者は、造形の細目に関する建築物の建築の監督であり、後者は、建築物の施工技術に関する一般的な監督・必要な諸契約の準備・見積の査定・見積額及び終局的な工事費の確定をその内容とする。これに対して、「現場監督」は、現場における建築施工の監督であり、技術面において建築家の図面・指示・命令と工事が一致しているか否かの監督、技術準則・諸法規の遵守・工事・建築資材の受領、決算に必要な測定・検査及び正確性・契約適合性に基づくすべての計算書の査定から成る⁽⁴⁾。現場監督は、建築現場を時々訪れるだけで十分な最高指揮とは対照的に、建築現場との絶えざる接触、つまり建築現場の継続的集中的な監督を必要とする⁽⁵⁾。

(1) Vgl. Ludwigs/Ludwigs, Der Architekt, 1964, S. 255.

(2) Vgl. Dies., a. a. O., S. 317 ff.

(3) Vgl. Dies., a. a. O., S. 318.

(4) Vgl. Dies., a. a. O., S. 318.

(5) Vgl. Dies., a. a. O., S. 320.

(6) Werner/Pastor, Lexikon, des Baurechts, 4. Aufl., 1980, S. 69 f.

Ⅱ HOAIにおける建築指揮業務

一九七七年一月一日に、GOAに代わり、HOAI (Honorarordnung für Architekten und Ingenieure = 建築家・技師業務報酬規

程⁽¹⁾が施行された。HOAIでは、建築家の建築指揮業務は以下のように規定されている。すなわち、「実施設計」(Ausführungsplanung)(HOAI一五条二項五号)、「委託の準備」(Vorbereitung der Vergabe) (同法同条同項六号)、「委託への協力」(Mitwirkung bei der Vergabe) (同法同条同項七号)、「現場監督」(Objektüberwachung) (同法同条同項八号)及び「巡回・点検及び記録」(Objektbetreuung und Dokumentation) (同法同条同項九号)である。

GOAとHOAIのそれぞれに規定されている建築家の建築指揮の業務内容を比較すると、GOA一九条一項fはHOAI一五条二項五号及び八号に、GOA一九条一項gはHOAI一五条二項六号乃至八号に、GOA一九条四項はHOAI一五条二項八号及び九号にはば対応する⁽³⁾。

以上、ドイツにおける建築家の建築指揮業務について簡単に説明したが、これらのことを念頭に置いたうえで、次に、建築指揮義務の範囲に関する裁判例をみていくことにする。

(一) Werner/Pastor, Rechtsfragen beim Bauen, 7. Aufl., 1989, S. 127.

(二) Vgl. Loehner/Koehle/Frik, Kommentar zur HOAI, 5. Aufl., 1989, S. 21 ff.

(三) Vgl. Hesse/Korbion/Mantschke/Vygen, Honorarordnung für Architekten und Ingenieure, 3. Aufl., 1990, S. 508 f.

(三) 建築指揮義務に関する裁判例

ドイツにおいて、建築家の契約責任のうち、きわめて重要な

意義を有するのは、建築指揮のミスによる契約責任である。建築主が建築指揮のミスによる建築家の責任を問う場合に問題となるのは、建築家の建築指揮義務の範囲、つまり建築指揮義務が建築請負人のどの仕事に及びどの仕事には及ばないのかという問題である。既に前章で述べたように、我が国の裁判例においては、この問題(我が国では、監理義務の範囲という形で問題となる)は何ら明確な基準なしに、些か恣意的に判断されているようである。

そこで、本項では、この問題につき、ドイツの裁判例を概観し、如何なる基準により建築指揮義務の範囲が画定されているのかを究明することにする。

建築家の建築指揮義務について言及する裁判例は多数あるが、本項では、それらのうち重要と思われるもののみを取り上げ、次の基準のもとに分類して概観し検討することにする。すなわち、1. 建築指揮義務の範囲を示すもの、2. 建築指揮義務の時間的側面を論じるもの、3. 建築指揮義務の程度が増大する場合について言及するものである。ただし、これらのうち、2. と3. は密接に関連しているが、3. は必ずしも時間的側面でのみ関わるものではない。また、1. と3. も密接に関連しており、ある意味で3. は1. の原則の例外をなす場合ともいえる。

1 建築指揮義務の範囲

建築家の建築指揮義務の範囲とは、建築家の建築指揮義務が

どこまで及ぶのかという、建築指揮の対象の範囲のことである。諸裁判例は、建築家の建築指揮義務は特殊専門家または建築職人の固有領域には及ばないという点では一致しているが、建築指揮の及ぶ範囲を消極的に限定して論じているにすぎないといえる。

それでは、建築指揮義務の範囲に関する裁判例を以下に概観する。

① 連邦通常裁判所一九五六年二月二八日判決 (VersR 1956: 280)

本件は、建築主と建築家との間の紛争ではないが、判決理由中で建築家の建築指揮上の責任に言及しているのでここで取り上げる。事実関係は以下のとおりである。すなわち、Y (被告、床張り職人) は X (原告、建築主) の住宅のテラスに床板を張った。工事完成後、床板に損害が生じたため、X は Y に損害賠償を請求した、という事案である。

床板に生じた損害の内容は、床板が全体的に盛り上がり、その下に空洞ができたということであった。その原因として、(a) 霜の影響と (b) 建物全体の収縮が指摘された。

(a) について、連邦通常裁判所は以下のように判示した。すなわち、床板の下にはモルタル層⁽¹⁾があり、さらにその下には防水層⁽²⁾があるが、Y は床板それ自体に対する霜の影響だけでなく、床板を受け入れるモルタル層に対する影響をも考慮する必要があった。モルタル層の耐久性は、また、その下にある防水層が

床板を浸透する水分を把捉して排出する役割を果たしているかどうか⁽³⁾に依拠しているので、結局、Y は、防水層がこの役割を適切に果たしているか否かにも注意する必要があった。つまり、防水層の製作は、床板の敷設に役立つ重要な先行工事であり、従って、Y は、防水層の表面が水平ではなくてやや傾斜しており、床板を浸透する水分が排出されるようになっていないか否か注意しなければならない。この注意義務は床張り職人 Y に課せられており、建築家には課せられていない。というのは、床張り職人の専門知識を建築家に求めることはできないからである。Y の引き受けた専門工事に対する責任は Y のみにとどまっており、Y は自分の仕事に役立つ、他の職人によって行われる先行工事が適切に実施されるべく努めねばならない、と。

また、連邦通常裁判所は、(b) についても同様に、Y は土台に伸縮目地⁽³⁾が設置されて建物本体の収縮による床板への高圧が緩和されるように注意する義務を負っており、この義務は建築家の建築指揮義務の範囲には含まれないとした。

本判決で重要と思われるのは、床張り職人は自分の仕事の成否が他の職人による先行工事の成否に依拠している場合、その先行工事が適切に実施されるように配慮する義務があり、この義務は建築家の建築指揮義務の範囲には含まれないとした点である。

② 連邦通常裁判所一九六五年五月一七日判決 (VersR 1965:

本件の実事関係は以下のとおりである。すなわち、訴外A（建築主）は自宅の再建を計画し、Y（被告、建築家）に設計及び建築指揮を委託し、X（原告、建築請負人）に建設工事を委託した。建物完成後、瑕疵が生じたため、AはXにその除去を求めた。住宅の床が湾曲しており、また、所々にひび割れが生じているというのが瑕疵の内容であった。AはXと訴訟上の和解をし、それに基づき、Xはそれらの瑕疵を除去した。そこで、Xは、それらの瑕疵の原因は特に、天井野縁の長さが不十分であり、また、その断面積がきわめてわずかであったことにあるとし、XとYは連帯債務者であることを理由に、瑕疵の除去に要した費用の支払いをYに求めた、という事案である。

本件の争点は、天井野縁の設計ミス、つまり構造計算のミス⁽⁵⁾に対して建築指揮者たる建築家は責任を負うのか、言い換えれば、構造設計者の領域にまで建築家の建築指揮義務が及ぶのかという点であった。

連邦通常裁判所は、以下のように判示した。すなわち、住宅の瑕疵の原因は構造計算の誤りに帰せられるが、建築家は、通常、構造計算の正確性に対して責任を負う必要はない。何故なら、構造計算の誤りを発見するために専門知識が必要であり、構造設計者ではない建築家にこの専門知識を求めめることはできないからである。従って、また、構造計算を点検することも建築家の義務には属さない、と。

本判決の意義は、特殊専門家である構造設計者の固有領域に

は建築家の建築指揮義務は及ばないとしたことにある。

③ 連邦通常裁判所一九六六年一月二四日判決（VerfR 1966, 480）

本件の実事関係は以下のとおりである。すなわち、X（原告、建築主）は、自宅の再建にあたり、Y（被告、建築家）に設計及び建築指揮を委託した。Yは、床張り職人Wに板張り工事を委託した。工事終了後、Wが階段のある玄関の間の壁に張ったゾルンホーフエン板（Solnhofener Platte）の大部分が剝げ落ちた。そこで、Xは、工事説明書中の板張り工事に関する不十分な記載及び工事の不十分な監督を理由にYに損害賠償を請求した、という事案である。

連邦通常裁判所は以下のように判示した。すなわち、ゾルンホーフエン板が壁から剝落したのは、この板に板屑が付着しており、そのために板とモルタルとの接着が悪くなっていたためであった。Yは、建築指揮をGに行わせた。Gは、抜き取り検査により、板が針金ブラシで掃除されているのを確かめたが、板の納入業者の説明書によれば、板屑は水で洗い落とすべきものであった。しかし、Gは納入業者の説明書を通読する必要はなく、一般的経験に基づき、板を張る前に板屑が除去されているかどうかを確かめれば十分であり、それ以上に、板屑を水洗いで除去するというような板張り職人の専門知識を有する必要はない、と。

連邦通常裁判所は、このように述べたうえで、G、ひいては

Yに建築指揮義務違反はないとした。

本判決は、建築家は、建築職人の特殊な専門知識をもつ必要はなく、一般的な経験と知識に基づいて建築指揮義務を果たせば足りるとし、建築家の建築指揮義務の及ぶ限界を示している。

- ④ 連邦通常裁判所一九六九年二月二四日判決 (VersR 1969, 473)

本件の事実関係は以下のとおりである。すなわち、X (原告、建築主) は賃貸住宅建設に際し、設計及び建築指揮をY (被告、建築家) に委託した。建物完成後、屋根葺工事の瑕疵が発見された。屋根紙に起伏があり、泡状になっているというものであった。Xは、屋根葺工事の監督の懈怠によりこれらの瑕疵が生じたとして、Yに損害賠償を請求した、という事案である。

連邦通常裁判所は、以下のように判示した。すなわち、屋根葺工事の瑕疵はYの建築指揮義務違反によるものではない。というのは、屋根紙の取り付けは、普通に行われている単純な屋根葺職人の工事であり、建築家は、通常、この工事を細目において監督する必要はないからである、と。

本判決は、屋根葺職人の固有領域に属する仕事には建築家の建築指揮義務は及ばないことを示している。

- ⑤ 連邦通常裁判所一九七五年一月一日判決 (BaR 1976, 138)

本件の事実関係は必ずしも明らかではないが、判決理由から推測すると、おおよそ以下のとおりである。すなわち、X (原

告、建築主) は、自宅の建設に際し、G会社に暖房設備工事を、R会社に配管工事を委託し、Y (被告、建築家) に建築指揮を委託した。工事完成後、鋼管の内部が腐食した。そこで、Xは、建築指揮義務違反を理由にYに損害賠償を請求した、という事案である。

鋼管が腐食したのは、配管工の粗雑な工事のために鋼管の内側の亜鉛メッキの一部が剝がれて露出したことと、鋼管内部に熱湯が流れていることが原因であった。控訴裁判所は、配管工事は純粋な職人工事であり、建築家はこれを監督する必要はないという理由で、粗雑な配管工事に対するYの責任は否定したが、鋼管の腐食に対するYの責任を認めた。その理由は、YはG会社の暖房設備工事とR会社の配管工事を連続して調整しなかった、つまり、Yはバルブの使用により、ポイラーから流れてくる熱湯の温度を低下させ、鋼管の亜鉛メッキの腐食を防止すべく努力しなければならぬのにこれを怠った、ということである。

これに対して、連邦通常裁判所は、控訴裁判所が鋼管の腐食に対するYの建築指揮上の責任を認めた点を非難し、これは建築家に対する過大な要求であるとす。そして、同裁判所は、建築物の建築に關与するすべての請負人の労務を調整する義務が建築家に課されているとする控訴裁判所の見解に与するものの、この建築家の調整義務には限界があり、それは、建築家がその専門領域に習熟する必要のない特殊専門家の諸給付の調整が

問題となる場合であるとする。

つまり、連邦通常裁は、本件の場合、建築家は、暖房設備工事と配管工事を連続して調整する義務、すなわち、ポイラーから流れてくる熱湯の温度を低下させて亜鉛メッキの腐食を防ぐためにバルブを取り付けさせるようにする義務を負わない、つまり、そこまでは建築家の建築指揮義務の範囲に含まれない、というのである。

本判決の意義は、建築指揮を行う建築家は、複数の専門的請負人の固有領域に属する仕事の間の調整を行う義務を負わない、とした点にある。

⑥ ツェレ高等裁判所一九六六年一月二七日判決（*Zerah* 1969, 162）

本件の事実関係は以下のとおりである。すなわち、X（原告、住宅建設会社）は、計一二戸の住宅を有する三棟の建物を建設した。Xは、Y₁（被告、建築家）に建築指揮を、Y₂（被告）に暖房設備工事を委託した。建物完成後、一二戸すべての暖房設備に多数の建築技術上の瑕疵のあることが判明した。そこで、Xは、Y₁及びY₂に損害賠償を請求した、という事案である。

連邦通常裁判所は、建築工事に関与しているすべての請負人及び職人の専門知識を建築家に求めることはできないので、Y₁は暖房設備の工事または検査に必要な知識を有する必要はなく、従って、Y₁には建築指揮義務違反はない、つまり、Y₁が建築家としての一般的経験及び知識をもってしても施工の瑕疵を認識

しえなかった場合には、Y₁ではなく、専門的請負人たるY₂が責任を負う、と判示した。

要するに、本判決は、暖房設備工事は、専門的請負人の固有領域に属する仕事であり、建築家の建築指揮義務はこの領域には及ばないということを示しているのである。

以上みたように、①②③④⑤の判決は、それぞれ、床張り職人、構造設計者、板張り職人、屋根葺職人及び暖房設備工事業者各々の固有領域に建築家の建築指揮義務は及ばないとしたものであり、⑤の判決は、暖房設備工事と配管工事の間の調整義務、つまり、専門的請負人の固有領域間の調整義務を建築家は負わないとしたものである。これら六件の裁判例はいずれも、建築家の建築指揮義務は特殊専門家あるいは職人の固有領域には及ばないという原則に従うものであるが、この原則の意味するところは必ずしも単純ではない。そこで、この原則の限界事例ともいべき二件の判決を次にみてみることにする。

⑦ 連邦通常裁判所一九六一年五月一八日判決（*Verbar* 1961, 751）

本件の事実関係は以下のとおりである。すなわち、X（原告、建築主）は、自宅の角材の露出した平天井をコンクリート製の丸天井に取り替える工事を計画し、この工事の建築指揮をY（被告、建築家）に委託した。建築請負人J及びLがコンクリート天井を建築し、天井の上に撒くコークス灰を供給した。家具職人Aは、コークス灰の上に木製の床板を張った。天井工事

の終了後数カ月経て、コークス灰層の上に張られた床板は、三つの階にわたってひどく腐り始め、床板を張り替える必要が生じた。Xは、床板の腐敗の原因は、コンクリート製の丸天井、コークス灰または床板のうちのいずれかが湿っていたことにあるとし、Y及び建築請負人J及びLに対して床板の腐敗により生じた損害の賠償を請求した、という事案である。

建築請負人J及びLに対する訴えは棄却された。一・二審ともにYに対する請求を認容した。Yの上告は棄却された。

連邦通常裁判所は、まず、建築家のなすべき義務につきつぎのように判示する。すなわち、床板の腐敗がコンクリート天井、コークス灰または床板のうちのいずれが湿っていたことに起因するかを確定する必要はない。というのは、Yは、建築指揮を行う建築家として、工事全体が適切に行われるようにしなければならぬので、これら三つの損害原因のすべてに対して責任を負わねばならないからである。Yは、相応の注意を尽くしたならば、考えうる三つの損害原因のすべてを認識しえたり、また、認識しなければならなかったであろう。Yは、そのために建築家の通常の知識を超える職人の専門知識を要しなかったと。

このように述べたうえで、連邦通常裁は、損害を回避するためにYが具体的に何をなすべきであったのかについて、次のようにいう。すなわち、Yは、使用される建築材料が乾燥しているかどうかを検査すべきであるのにこれを怠った。複数の建築

請負人が協力して工事を行う場合に、適切な建築材料のみが使用されるように注意することは、建築指揮を行う建築家の義務に属する。複数の建築請負人が工事に関与する場合、後に瑕疵が生じた際に、どの工事またはどの建築材料によりその瑕疵が惹起されたのか確定しえず、従って、個々の建築請負人に対してその責任を追及するのは困難になる。それに対して、建築指揮を行う建築家は、個々の工事ではなく、申し分ない総合給付をもたらす義務を負っており、複数の建築請負人の協同工事をしかるべく監督しなければならぬ。それゆえに、建築家は、考えうる損害原因のすべてについて、建築指揮義務を尽くしたことを証明しない限り、その責任を免れない。コークス灰は、床板の下に撒かれる前に焼いて乾燥させねばならないが、建築家は、コークス灰の水分含有度を専門的調査により確定する必要はなく、コークス灰が撒かれる前に焼かれており乾燥しているかどうかを確かめる必要があった。Yはこれを怠ったので、その点のみからいっても、建築指揮義務違反がある、と。

本判決は、複数の建築請負人各々の固有領域のいずれに損害原因が帰せられるのか明らかでない場合には、個々の建築請負人の責任は問えず、考えうる損害原因のすべてにつき建築家が建築指揮義務を尽くしたことを証明しえない限り責任を負うとし、このような建築家の責任を複数の建築請負人が関与する場合の建築家の調整義務から導き出している。

本件の事案は、複数の建築請負人が関与しているという点で、

①及び⑤の判決と共通性を有している。①及び⑤の判決では、いずれも、建築家の建築指揮義務は建築請負人の固有領域には及ばないとして、建築家の責任を否定している。①及び⑤の判決と本判決との違いはどこにあるのであろうか。まず、①の判決と本判決についていえば、いずれの事案においても、後行工事が先行工事に依存するという関係がみられるが、①の判決の場合には職人の施工技術が問題となっているのに対して、本判決の場合には、施工技術ではなく、建築材料が問題となっている。つまり、建築家は、職人の施工技術の詳細について知識を有する必要はないが、職人の使用する建築材料についてはある程度知っている必要があるということを両判決から引き出すことができる。次に、⑤の判決と本判決についていえば、⑤の判決の場合には、暖房設備工事と配管工事という、いわば対等な関係にある工事の間の調整が問題となっているのに対して、本判決の場合には、後行工事が先行工事に依存するという関係の中での両工事の調整が問題となっているという点で、両判決の事案は根本的に異なっている。

本判決で、連邦通常裁判所は、建築家に職人の専門知識を要求しているわけではなく、建築家に通常期待しうる程度の知識を求めているにすぎない。建築家は、材料が工事前に乾燥しているかどうかを確かめるだけでよく、水分の含有量を専門的に調査する必要はないと判示していることから明らかである。従って、本判決は、建築家の建築指揮義務は特殊専門家または

建築職人の固有領域には及ばないという原則に抵触するものではなく、むしろ、この原則は、本判決のごとくに理解すべきものといえる。

⑧ 連邦通常裁判所一九六九年二月二四日判決（Vergr. 1969,

321—前掲④の判決）

本件の事実関係は以下のとおりである。すなわち、X（原告、建築主）が賃貸住宅の建設に際し、設計及び建築指揮をY（被告、建築家）に委託した。建物完成後、組積構造物の充填の瑕疵が判明し、XがYに建築指揮義務違反により損害賠償を請求した、という事案である。

連邦通常裁判所は、建築請負人が組積構造物を砂ではなく荒石と煉瓦の破片で充填したために地下室の防水機能が損なわれたことに対して、控訴裁判所が建築家は充填工事の間中ずっとその場に居合わせて監督する必要はないので建築指揮義務違反はないとしたことを非難する。連邦通常裁判所は、建築家は建築現場を訪れた際に適切な充填材料が用意されているか注意する必要があるとしたうえで、本件の場合、地下室の外壁が荒石と煉瓦の破片で充填されていることは外見から難なく発見しえたのにYはこれを怠り、その点に建築指揮義務違反があったとした。

本判決も、⑦の判決と同様に、建築家は職人の施工技術の詳細を知る必要はないが、職人を適切に監督しうる程度には職人の用いる材料について知っている必要がある、ということを示した点に意義がある。

以上述べたように、⑦と⑧の判決は、いずれも建築家の建築指揮義務は特殊専門家または建築職人の固有領域には及ばないとの原則の枠内にあるものと評価すべく、また、逆に、この原則は、⑦と⑧の判決の示すがごとき意味に理解すべきであるともいえる。

2 建築指揮義務の時間的側面

前項では、建築家の建築指揮義務の範囲に関する裁判例をみたが、本項では、建築指揮義務の時間的側面に関する裁判例を概観する。

建築指揮義務の時間的側面に関して、諸裁判例は、建築家は建築現場に常に居合わせる必要はないという点では一致している。次の裁判例は、この点を示す代表的なものである。

- ⑨ 連邦通常裁判所一九六四年一月四日判決 (VersR. 1965, 191)

本件の事実関係は以下のとおりである。すなわち、X (原告) の住宅の防火壁⁽¹⁵⁾はGの土地との境界線上にあった。Gは、戦争で破壊された自宅の再建を計画し、Y (被告、建築家) に建築指揮を委託した。Yが一九六〇年一月一九日の一四時頃に建築現場を訪れた時、建築会社Wの職人頭P及びその部下が、Xの土地の防火壁に隣接する切妻壁⁽¹⁶⁾のための基礎溝を工事説明書に反して、一部ずつではなく、まるごと掘り出しているのを確認した。Yは、基礎溝を直ちにコンクリートで固めるようにPに命じたところ、Pはコンクリートは既に発注してあり今にも

届くはずであると返答した。それから約一時間経過したがコンクリートがまだ届かないので、Yは建築現場を離れた。その後でコンクリートが届き、基礎溝に注入されたが、そのコンクリートは、工事説明書で定められた圧縮コンクリートではなく、本質的に水分の割合の高い柔らかいコンクリートであった。一八時三〇分頃、Xの住宅の防火壁は約二センチメートルほど下方に、さらに約二センチメートルほど基礎溝の方に移動した。防火壁の移動の原因は、防火壁の周辺が設計よりも深く掘り下げられたこと、基礎溝が一部ずつではなくまるごと掘り出されたこと及び、規定どおりの圧縮コンクリートではなく水分の割合の高いコンクリートが基礎溝に注入されたため、コンクリート中の過剰な水分が防火壁の下部の本来強固な粘土層に浸透しこれを柔らかくしたことであった、という事案である。

連邦通常裁判所は、建築指揮義務の時間的側面について以下のように判示した。すなわち、建築指揮を行う建築家は、建築現場に常に居合わせる必要はないが、適切かつ期待可能な方法で建築指揮を行い、頻繁な監督により自分の命令が遵守されているか否かを確認する必要がある。建築指揮の程度は、各場合の諸事情、特に各建築部分の重要性及び困難性に依拠し、しかも、建築家が建築請負人及びその従業員を信頼しうるものとして知っており、その結果彼らを一定の範囲で信頼してもよいかどうか⁽¹⁷⁾に依拠する、と。

連邦通常裁判所は、このように建築指揮義務の時間的側面に

ついで抽象的に述べた後で、これを本件の場合にあてはめて次のようにいう。すなわち、Xの土地は境界近傍の地盤掘削により危険に晒されていたので、Yはこの建築段階において特別の注意を払ってXの土地が巻き添えにならないようにする必要がある。Yは、掘削の際に、あらゆる安全上の予防措置が施されていること、特に基礎溝が一メートルずつ掘り起こされ、その都度、コンクリートで固められているかどうかを現場で確認する必要がある。本件の場合、Yは、初めて建設会社W及び、その能力について未知数である比較的年齢の若い職人頭Pと共に仕事をしただけになおさらである。Yは、職人頭P及びその部下が自分の命令を遵守していないのを知った以上は、これにより惹起された危険が完全に除去された後によりやく建築現場を離れることが許されたのである。Yは、基礎溝に直ちに圧縮コンクリートを注入すべきであるという命令を下しただけでは足りず、職人頭Pが命令に従うであろうと信じてはならなかった、と。

本判決で、連邦通常裁判所は、建築指揮義務の時間的側面について、建築家は建築現場に常に居合わせる必要はなく、適切かつ期待可能な方法で建築指揮業務を遂行すべきであるとしたうえで、建築家は頻繁な監督により、自分の命令が遵守されているかどうかを確認する必要があるとする。本判決の意義は、建築家の建築指揮業務の時間的側面に関して、建築家は建築現場に常駐する必要がないことを明確に述べた点にある。

以上述べたように、前項と本項においては、建築家の建築指揮業務の範囲とその時間的側面に関する裁判例を概観した。諸裁判例の検討を通じて明らかになったのは、建築指揮義務の範囲については、建築家の建築指揮義務は特殊専門家または建築職人の固有領域には及ばないということであり、建築指揮義務の時間的側面については、建築家は建築現場に常に居合わせる必要はないということであった。しかしながら、これはあくまで原則を示したものであって、常に必ずしも妥当するものではない。そこで、次項においては、ある意味でこれらの原則の例外をなす場合、つまり、建築指揮義務の程度が増大する場合に関する裁判例をみていくことにする。

3 建築指揮義務の程度増大

本項では、建築指揮義務の程度が増大する場合に関する諸裁判例を検討するが、これらの裁判例は、いくつかのファクターを基準にして分類することができる。すなわち、(1)建築請負人または建築職人の信頼度、(2)建築部分の重要性、(3)その他の特別の根拠という三つのファクターであるが、(3)は、(1)及び(2)以外の特別の根拠という意味である。それでは、以下、これらのファクターごとに裁判例を概観することにする。

(1) 建築請負人または建築職人の信頼度

建築請負人または建築職人の信頼度というファクターを示して建築家の建築指揮義務の範囲の拡張を認めた裁判例を次に二件紹介する。

⑩ 連邦通常裁判所一九七一年二月二五日判決 (YearB 1971, 516)

本件の事実関係は以下のとおりである。すなわち、X (原告、建築主) は、養鶏場の建物の建築にあたり、Y (被告、建築家) に建築指揮を委託した。建築工事中に建物のまぐさが落下し、そのために亜鉛板の屋根を支えるすべてのだぼ¹⁸がはずれた。だぼは、まぐさの補修工事の際に新たに取り付けられなかったの¹⁷で、風が吹けばこの箇所¹⁸で屋根のはずれる可能性があった。建物完成後、風のために建物の平屋根が吹き飛ばされた。そこで、X は、建築指揮義務違反により、Y に損害賠償を請求した、という事案である。

連邦通常裁判所は、建築家の建築指揮義務の程度に関して次のように判示する。すなわち、建築指揮を行う建築家は、建築物が設計どおりに瑕疵なく建築されるという結果をもたらさねばならない。その限りで建築家に義務づけられる諸給付は、各場合の諸事情に依拠する。建築家の建築指揮義務の程度は、特に各建築部分の重要性及び困難性に依拠し、また、建築家が建築請負人及びその従業員が信頼できることを知っており、その結果、彼らを一定の範囲で信頼してもよいかどうかにも依拠する、と。このように述べたうえで、連邦通常裁判所は、建築工事中に落下したまぐさの補修工事は日常的な職人工事であるから、建築家の建築指揮義務はこれに及ばないとの控訴裁判所の見解を否定し、まぐさの落下は建築請負人の工事方法に対する不信

を呼び起こすものであり、従って、建築家はまぐさの補修工事を厳格に監督すべきであるのにこれを怠ったとする。

つまり、本判決で、連邦通常裁判所は、まぐさの工事は本来建築請負人の固有領域に属する工事であるが、工事中にまぐさが落下したことにより、建築請負人に対する信頼が低下し、その結果、建築家の建築指揮義務の程度が高まり、建築指揮義務がまぐさの補修工事にまで及ぼされる、ということを示しているのである。

⑪ 連邦通常裁判所一九七七年一月二〇日判決 (NJW 1978, 322)

本件の事実関係は必ずしも明らかではないが、判決理由から推測するとおおよそ以下のとおりである。すなわち、Y (被告、建築主) は、八戸から成る分譲マンションの建設を計画し、建築指揮をX (原告、建築家) に、たたき床¹⁹の工事を建築職人A にそれぞれ委託した。なお、粗造りの建築物 (Rohbau) の工事はY自身が行った。X は、A が職人としての専門知識に乏しいとして、A への工事委託に反対したが、Y はこれを聞き入れなかった。工事終了後、たたき床に瑕疵が生じた、という事案である。因に、X Y 間の争いは報酬をめぐるものである。

連邦通常裁判所は、まず一般論として、建築家の建築指揮義務の程度は各場合の諸事情に依拠し、それと同時に、建築家が建築請負人及びその従業員が信頼できることを知っており、その結果、彼らを一定の範囲で信頼してもよいかどうかにも依拠

する、と述べる。そのうえで、同裁判所は、建築職人Aが専門知識をほとんど有していないのでXがその使用に反対しているにもかかわらず、YがAに工事を委託した場合には、XはAの工事を厳格に監督しなければならぬが、Xはこれを怠った、とした。

本判決で、連邦通常裁判所は、建築職人に専門知識が乏しく信頼度が低い場合には、建築家の建築指揮義務の程度が高まり、建築指揮義務が建築職人の固有領域にまで及ぶことを示している。

(2) 建築部分の重要性

建築請負人または建築職人の信頼度というファクターと並んで重要な意義を有するものとして、建築部分の重要性というファクターを挙げるができる。次に、このファクターを提示して建築家の建築指揮義務の程度の増大を認めた裁判例を三件紹介する。

⑫ 連邦通常裁判所一九六三年五月二日判決 (86GHZ 39, 261)

本件の事実関係は以下のとおりである。すなわち、X（原告、建築主）は、住宅の建築にあたり、設計及び建築指揮をY（被告、建築家）に、石積²⁰工事を建築請負人Nにそれぞれ委託した。地下室のコンクリート天井の上部及び下部に鉄筋の取り付けが予定されていたが、Nの従業員は上部の鉄筋の取り付けを怠った。そこで、Xは、建築指揮義務違反により天井の瑕疵が生じたとしてYに損害賠償を請求した、という事案である。

連邦通常裁判所は、建築家は建築物の建築工事全体の成否が根本的にそれに依拠している最も重要な建築部分を自ら直接に監督するかあるいは履行補助者に直接に監督させ、または少なくとも工事了直後に工事が規則どおりに行われたか否かを確認する必要があると一般論を述べた後で、コンクリート天井の工事は最も重要な工事に属するとし、Yがこのような建築指揮義務を怠ったために天井に瑕疵が生じたと結論づけた。

つまり、本判決では、コンクリート天井工事は最も重要な工事なので建築家の建築指揮義務の程度が高まり、建築指揮者による直接の監督あるいは施工直後の工事の確認が要求されているのである。

⑬ 連邦通常裁判所一九七一年五月六日判決 (Vernor 1971, 818)

本件の事実関係は以下のとおりである。すなわち、X（原告、建築主）は、国民学校の建築に際し、Y（被告、建築家）に設計及び建築指揮を委託した。Yは、建築技師Bに建築指揮を行わせた。建築請負人Lは、Xから校舎の石積工事、コンクリート工事及び鉄筋コンクリート工事を委託された。Lが建築した地下室の天井と一階の天井は、所々で、規定されたコンクリート圧縮強度を下回っていた。そこで、Xは、建築指揮義務違反によりこれらの瑕疵が生じたとしてYに損害賠償を請求した、という事案である。

連邦通常裁判所は以下のように判示する。すなわち、地下室の天井と一階の天井のコンクリートの圧縮強度不足は、コンク

リートの調査の瑕疵に帰せられ、その瑕疵は、まず、水の含有度⁽²¹⁾がきわめて高いこと、さらに、セメント含有量がきわめて少ないことに帰せられる。建築物に対するコンクリート天井工事の重要性に鑑みると、建築家の建築指揮義務には少なからぬ要求⁽²²⁾がなされねばならない、と。

このように述べたうえで、連邦通常裁は、Yの履行補助者Bはコンクリートの品質にとつて水の正確な混入が重要であることを知っている必要がある、コンクリートの調査比を抜き取り検査により調べねばならなかったが、これを怠った点にB、ひいてはYの建築指揮義務違反があるとした。

本判決で、連邦通常裁は、コンクリート天井工事は建築工事全体からみて重要な工事であることから、コンクリートの調査という本来建築請負人の固有領域に属する事項に建築家の建築指揮義務が拡張して及ぼされることを認め、コンクリートの調査比を抜き取り検査により調べることを建築家に要求する。本判決は、建築家の建築指揮義務の程度が高まり、建築指揮義務の範囲が拡張される場合を示す事例といえる。

⑭ 連邦通常裁判所一九七三年九月二七日判決 (Vers R 1974, 197) 本件の事実関係は以下のとおりである。X (原告、建築主) は、ギムナジウムの新築に際し、Y (被告、建築家) に建築指揮を委託した。Yは、建築指揮を従業員Kに行わせた。ギムナジウムの天井の張り間は、通常より大きいものであり、従って、天井の建築に際しては、鉄筋の取り付け及びコンクリートの打

ち込みをより注意深く監督する必要があった。建物完成後数年経て、各階の天井が沈下し、陥没の危険が生じた。コンクリートに水を多く加えすぎたことが主たる原因として、さらに、コンクリート打ち込み時に鉄筋の状態が不良であったこと及び天井にきわめて早く負担のかけられたことも原因として考えられた。

連邦通常裁判所は、建築家は建築物の建築工事全体の成否がそれに依拠している最も重要な建築部分を自ら監督するか履行補助者に監督させねばならず、また、建築材料及び建築施工に対する質の要求が高ければ高いほど、建築家の建築指揮の程度も高まる、と一般論を展開したうえで、コンクリート天井の瑕疵はYまたはKがコンクリートの製造・打ち込み及び堰板⁽²³⁾の除去を必要な範囲で監督していたら防ぎえたであろうとする。そして、コンクリート製造に関しては、YまたはKは、定期的な抜き取り検査によりコンクリートの正確な調査比を確認すべきであるのにこれを怠ったとした。本判決は、まず、前掲⑬の判決と同様に、コンクリート天井工事を最重要工事と位置付けたうえで、コンクリートの製造・打ち込み及び堰板の除去といった本来建築請負人の固有領域にまで建築家の建築指揮義務の範囲が拡張されるとし、さらに、本件の天井が通常より大きい張り間を有しており、工事に通常より以上の質の高さが要求されるので、建築家の建築指揮義務の程度が高められるとする。つまり、コンクリート天井工事の重要性、及び大きい張り間の採

用という特殊な建築方法（第三のファクターとしての「その他の特別の根拠」という二つのファクターが競合しており、二重の意味で建築家の建築指揮義務の程度が高められることになるわけである。

以上、建築部分の重要性というファクターを提示して建築家の建築指揮義務の程度が高められることを認めた裁判例を三件紹介した。そこで、最後に、第三のファクターとしての「その他の特別の根拠」を提示する裁判例をみることにする。

(3) その他の特別の根拠

以上述べたように、建築指揮義務の程度が増大する特別の根拠として、建築請負人または建築職人の信頼度及び建築部分の重要性という二つのファクターを提示する裁判例を概観した。

そこで、本目では、それ以外の特別の根拠を提示する裁判例を一件紹介する。

⑮ 連邦通常裁判所一九七一年三月一日判決 (VersR 1971, 624)

本件の事実関係は以下のとおりである。すなわち、X（原告、建築主）は、衣料工場の建築を計画し、Y（被告）が建築家として、Hが建築請負人としてこれに関与した。この工場には二重天井が建築された。つまり、コンクリート天井に支えられる形でもう一つ別の天井が建築されたが、その目的は、コンクリート天井の上の階のトイレと洗面所の給排水管をこれら二つの天井の間に設置して外部から見えないようにすることであった。

工場が完成し引き渡された後のある日、Xの従業員は三階の大倉庫の二重天井が中心に向かってふくらんでおり、天井と壁の継ぎ目にひび割れが生じているのを発見した。Xは、直ちにYの事務所はこの旨を電話で連絡した。Yの従業員A（建築家）はその日に天井を検査したが、危険はないとの判断を下した。

ところが、その翌日、当該天井部分は、約二〇平方メートルにわたって落下し、倉庫内の多数の衣類が損害を被った。そこで、Xは建築指揮義務違反を理由にYに損害賠償を請求した、という事案である。

連邦通常裁判所は、天井落下の原因について次のようにいう。すなわち、天井が落下したのは、横木と縦木をつなぐ釘が、横木と漆喰の重量負担に耐えかねて縦木から抜け落ちたことによる。釘が斜めではなく、真っすぐに打ち込まれていたことも関係している、と。

そのうえで、同裁判所は、建築指揮義務について次のように判示する。すなわち、建築家は、重要な建築部分には特別な注意を払わねばならない。本件の場合、二重天井の建築は建築家の特別の注意を必要とする。何故なら、過去数年間、二重天井が落下する事件がしばしば起き、人命を危険にさらしてきたからである。従って、Yは、二重天井の建築に際し、横木の間隔、横木の強度及び釘の長さについて十分に監督する必要があった。確かに、二重天井の建築方法は、職人の世界では当時一般に解明されたものと考えられていた。しかし、それにもかかわらず、

二重天井の建築は危険を孕んだ工事であり、従って、Yは十分に建築指揮を行う必要があった。Yが建築指揮のために必要な知識をもたないならば、自分で調べるか専門家に尋ねる必要があった。本判決は、二重天井の工事は危険を孕んだ工事であるがゆえに重要な工事であり、従って、建築家の建築指揮義務の程度が高められて、本来建築職人固有の領域に属する工事に建築家の建築指揮が及ぶものとする。つまり、「危険性」というファクターを提示して、建築指揮義務の程度を高める特別の根拠とする。もっとも、危険な工事は重要な工事であるとしているので、「建築部分の重要性」というファクターを提示しているものとも考えられる。しかし、本判決については、「危険性」に重点をおくものと捉え、「その他の特別の根拠」を示すものとして、本目に分類する。

以上述べたように、諸裁判例においては、建築家の建築指揮義務の程度が増大する特別の根拠として、「建築請負人または建築職人の信頼度」、「建築部分の重要性」及び、「その他の特別の根拠」が提示され、これらの特別の根拠がある場合には、建築指揮義務の範囲についても、また、その時間的側面についても、既に述べた原則の例外が形成されることがあきらかになつた。

4 小結

以上みたように、ドイツの裁判例においては、建築家の建築指揮義務は特殊専門家または建築職人の固有領域には及ばず、

また、建築家は建築現場に常に居合わせる必要はないという原則があることが明らかになった。そして、例外的に、建築指揮義務の程度が増大する場合の根拠として、1・建築請負人または建築職人の信頼度、2・建築部分の重要性、3・その他の特別の根拠の三つが導き出された。つまり、ドイツの裁判例においては、建築家の建築指揮義務の範囲及び程度は明確な基準により判断されていることがわかった。そこで、次章では、これらの基準をもとにして、我が国の裁判例を検討していくことにする。

(1) 広くは細粒の骨材と結合硬化材を練り混ぜたもの。一般にセメント・砂・水を練り混ぜたセメントモルタルをいう。このほか、石灰モルタル・アスファルトモルタルなどがある。彰国社編「建築大辞典」(彰国社、一九七六年)一五二九頁。

(2) 防水の役割を果たす層。有機質または無機質の材料で不透水の層を形成する。前掲「建築大辞典」一四一四頁。

(3) 構造体の温度変化による膨張、収縮あるいは不同沈下、振動などによってコンクリートに亀裂の発生が予想される位置に、構造体を切り離す目的で設ける弾力性を持たせた目地。建築用語辞典編集委員会編「建築用語辞典」(技報堂、一九六五年)七七四頁。

(4) 天井板を取り付けるための横木。一般に構造体につり木受けを取り付け、それからつり木を下げて野縁をつり、これに天井材料を野縁に取り付ける。単に野縁ともいう。前掲「建築用語辞典」九一七頁。

(5) 構造物に加わる自重・積載荷重・積雪・風圧・土圧・水圧・地震・衝撃などの外力に対して安全であるかどうかを確かめるために、

- 応力や断面などを数値計算すること。前掲「建築大辞典」四八九頁。
- (6) 構造計画に基づき主として構造の立場から具体的な設計に携わること、もしくは設計を行うこと。構造力学を基礎とし、構造計算に基づいて構造各部の施工を指示する図面の作成が行われる。前掲「建築大辞典」四九〇頁。
- (7) 屋根の表面を葺くこと。前掲「建築大辞典」一五四二頁。
- (8) 暖房を行うために設ける設備。最も簡略な器具であるストーヴから、大規模な装置で中央機械室にボイラーを設置するものまでを総称する。前掲「建築大辞典」九四四頁。
- (9) 各種の管の配置、または管を配置すること。前掲「建築大辞典」一一〇二頁。
- (10) 配管中に取付けられ、流量の調節・停止に用いる弁。前掲「建築大辞典」一二五三頁。
- (11) 燃焼装置を有する蒸気・温水の発生を目的とする機器。構成は燃焼装置、燃焼室、給水や通風を行う付属装置、自動制御装置などから成る。ボイラー本体において、水を加熱して温水や蒸気を熱交換器や放熱器に直接送り出す。前掲「建築大辞典」一四〇四頁。
- (12) 天井面が水平な天井の一般称。天井形式や材料と関係はなく、掛込み天井のように傾斜したものに対していう。前掲「建築大辞典」一三〇七頁。
- (13) 主体構造を石、煉瓦、コンクリートブロックなどの塊状の材料を積上げて造った構造。耐震性に乏しいので、我が国では鉄筋で補強したものが低層の建物に使われている。「組積造」、「積固め式構造」ともいう。前掲「建築大辞典」八六五頁。
- (14) 「野石」ともいう。採石場から切出したままの不整形な石。前掲「建築大辞典」一一八七頁。
- (15) 大規模木造建築物等の火災の延焼、拡大防止を目的として設けられる耐火構造の壁体。前掲「建築大辞典」一四〇八頁。
- (16) 切妻屋根の建物の妻側にある外壁。特に妻壁の上部で三角形になっている部分をいう。前掲「建築大辞典」三六九頁。
- (17) 門・家屋の出入口または窓などの開口の上部に渡してある水平材で、両端が柱にはぞ差しにしてあるもの。上部の壁を支える。語源は両刻（まさぎ）の転で、建物の前後の限りの意。前掲「建築大辞典」一四五二頁。
- (18) 2材の接合部において相互のずれを防ぐ目的で両材に跨がって挿入する小片。例えば肘木と敷梁、丸太梁と母屋との取合いのように、それぞれ横架材相互のずれを防ぐため下木となる横架材にだけは植込み、これに上木を取付ける。前掲「建築大辞典」九二五頁以下。
- (19) 土またはコンクリートで仕上げた土間床。前掲「建築大辞典」九一〇頁。
- (20) 石を積重ねて石垣や石壁を造ること、または積上げたもの。石の加工の有無により野石積みと切石積みとに大別される。前掲「建築大辞典」六六頁。
- (21) 建築物の立面における水平方向の区画。前掲「建築用語辞典」一九一頁。
- (22) コンクリートを打ち込むために用いる型わく。前掲「建築用語辞典」七二七頁。
- (23) 消石灰に砂・糊・すきなどを混ぜて水で練ったもの、または塗ったもの。前掲「建築大辞典」六四五頁。

三 我が国における建築家の監理義務

前章では、ドイツにおける建築家の建築指揮義務の範囲に関する裁判例を検討し、その画定基準を導き出した。本章では、まず、我が国における建築家の監理義務について簡単に説明し、次に、ドイツの裁判例における建築指揮義務の範囲画定基準をもとにして、我が国の裁判例を検討することにする。

(一) 監理業務

まず、建築士法によれば、「工事監理」とは、その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいかを確認することをい(同法二条六項)、建築士は、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは直ちに工事施工者に注意を与え、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告しなければならぬ(同法十八条三項)。また、同法は、「その他の業務」として、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査又は鑑定及び建築に関する法令又は条例に基づく手続の代理等(同法二十一条)を列挙する。

以上が建築士法における建築家の監理業務内容であるが、次に、建築家界の共通認識の原則ともい(一)うべき建設省告示第一二〇六号別表第2によれば、工事監理等として、(一)工事監理、

(二)工事の契約及び指導監督から成るものとされている。これを前述の建築士法の規定と比較すると、同法二十一条の「その他の業務」のうち通常同法十八条三項の工事監理業務と併せて建築主から依頼され行われるとい(二)われる、建築工事契約に関する事務及び建築工事の指導監督に関する業務の部分をも含めて「工事監理等」と把握しているようである。

各種建築家団体も、建築家の監理業務内容を規定しているが、概ね、前述の建設省告示第一二〇六号に沿った形で把握しているとい(三)えよう。

(一) 公正取引委員会の勧告によって、各建築団体のもっていた設計監理業務報酬規定が廃止されたのち、建築界の混乱を避けるために、建設省では告示第一二〇六号(昭和五四年七月一〇日)において、建築士の行う設計・工事監理業務の内容と、それに対応する業務量を定め、これをもととした業務報酬算定方式を勧告した。これは設計と工事監理の業務内容と業務量についての共通認識の原則ともい(四)うべきものである。社団法人日本建築士会連合会編「建築の工事監理」(第六版、昭和六一年)八頁以下。

(二) 社団法人日本建築士会連合会発行「建築士法の解説」(増補改訂版、昭和六〇年)一五九頁。

(三) 社団法人新日本建築家協会作成の「建築家の業務および報酬」(一九八八年四月一日)、社団法人日本建築士会連合会作成の「設計・工事監理業務規準」(昭和五四年十一月八日)、社団法人日本建築士事務所協会連合会発行「建築士事務所業務指針・同解説」(昭和五八年四月一日)参照。

(二) 監理義務に関する裁判例とその検討

それでは以下、建築家の監理ミスが問題となった若干の裁判例を紹介し、検討を加えることにする。

① 名古屋地裁昭和四八年十月二三日判決（判タ三〇二号一七九頁）

〔事案〕 X（建築主）は訴外A（建築請負人）との間に鉄筋コンクリート四階建事務所建築請負契約を締結し、Aの仲介でY₁会社（代表者一級建築士Y₁）に設計及び監理を委託し、その旨の記載ある建築確認申請をした。その後、建物は外形上一応完成したが、設計図に反し北側側面外壁工事が不完全であり、北側側面が地上から垂直に建造されなければならないのに、最上部においては、一〇・四センチメートル北側に傾くような傾斜をなしていた。そこで危険を感じた訴外B（北側隣地の建物所有者兼居住者）よりその土地侵犯の除去を求める調停申立がなされ、調停の結果、XはBに対し、損害金として三〇万円を支払った。そこで、XはY₁及びY₂に対し、調停に基づきBに支払った三〇万円、不完全な外壁を訴外Cに改修させるのに要した費用四六万円、傾斜壁面を取り壊し境界線上垂直な壁面とするのに要する費用一二〇万二千八百円、計一九六万二千八百円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めて訴えを提起した。名古屋地裁は、Xの請求を一部認容し、Y₁及びY₂に対し、各自金三〇万円及びこれに対する遅延損害金をXに支払うことを命

じた。

〔判旨〕 まず、Y₁の責任については、本件建築工事の瑕疵は訴外A及びその下請業者の工事施工に基因するとはいえ、一級建築士であるY₁が設計どおり工事が進行しているか否かにつき監理義務を尽していれば、本件工事の瑕疵は直ちに発見でき、訴外Aに注意を与えることにより是正できたので、Y₁には監理義務の不履行があるとした。そして、Xは工事監理契約をなした当事者Y₂に対して契約責任を問うことができ、また、建築士個人（Y₁）に対しても責任を追及しうるとした。

損害賠償については、Xが調停に基づき訴外Bに支払った三〇万円をY₁の監理義務不履行と相当因果関係のある損害であるとし、Y₁・Y₂は各自この損害につき賠償義務を負うものとした。しかし、Xの主張するその他の損害については、工事施工者であった訴外Aに対して請求すべきであるとして、Y₁の監理義務不履行との間に相当因果関係を認めなかった。

〔考察〕 本判決は、建築主Xは工事監理契約の当事者であるY₂の契約責任のほか、建築士個人（Y₁）の責任も認めているが、判示からは必ずしも明らかではないものの、不法行為責任を認めたものと思われる。

本判決は、Y₁の監理義務不履行と相当因果関係のある損害として、Xが訴外Bに支払った三〇万円のみを認めるが、納得できない。不完全な外壁の改修費用はともかく、少なくとも、傾斜壁面を取り壊し垂直な壁面とするのに要する費用は、Y₁の監

理義務不履行と相当因果関係のある損害というべきだからである。本件建物の傾斜の原因は明らかではないが、おそらく、設計ミス（地盤調査を怠った等）あるいは施工ミス（基礎工事の瑕疵等）によるものと考えられる。設計ミスが原因であれば、もちろんY₁の責任であるし、施工ミスが原因である場合にも、おそらく基礎工事等の建築物全体からみて重要な工事部分の瑕疵によるものと考えられるので、Y₁の監理ミスが問われることになる。従って、傾斜壁面を取り壊し垂直な壁面とするのに要する費用はY₁の監理義務不履行と相当因果関係のある損害ということになる。一方、不完全な外壁の改修費用についてはY₁は必ずしもこれを負担する必要はない。外壁の不完全さの内容及び程度が明らかでないので確たることはいえないが、コンクリート工事の瑕疵以外の瑕疵、例えばモルタル工事等の建築物全体からみて必ずしも重要ではない工事部分の瑕疵を指しているのであれば、このような瑕疵については原則として施工業者のみが責任を負うべきであり、監理者は責任を負う必要はない。これに対して、コンクリート工事⁽³⁾のような建築物全体からみて重要な工事に瑕疵があり、それが原因で外壁の瑕疵が生じたのであれば、監理者はその施工ミスを看過した責任を負わねばならないといえる。

② 大阪地裁昭和五三年一月二日判決（判時九三四号八二頁、判タ三八七号八六頁）

〔事案〕 X（建築主）は、Y₁（設計及び監理を目的とする株式

会社）との間で、枚方市内の土地に木造瓦葺二階建住宅と付属建物を新築するについて設計監理契約を締結し、Y₂（Y₁に勤務する一級建築士）がその担当者となった。訴外Aは、Xとの間の建築請負契約に基づき、Y₂が作成した設計図に従い、その監理の下に本件建築工事を行った。Xが本件建物に入居した後、まもなく雨漏りがしたのをはじめ、その後の大雨を契機に本件建物の柱と床、壁の間などに徐々に隙間ができ、本件建物全体が東南方向にゆがむなど本件建物に種々欠陥が生じた。Xは、その原因は、本件建物の東南部分の基礎が大雨を契機に不同沈下⁽⁴⁾を起こしたためと、小屋組をはじめとして本件建物の木工事⁽⁵⁾全体に手抜き工事があったためであると主張した。そして、Xは、Y₂には設計及び監理上の過失があったとして、民法七〇九条により、Y₁には、民法四一五条（履行補助者の過失による責任）ないし民法七一五条（Y₂の使用人としての責任）により損害賠償を請求した。大阪地裁は、Xの請求を一部認容し、Y₂には民法七〇九条に基づき、Y₁には民法七一五条に基づき損害賠償責任を認めた。

〔判旨〕 まず、Y₂の設計ミスについては、Y₂には、一級建築士として設計にあたり、現地を十分調査し、敷地上に完全な建築物が建築されるように基礎構造を十分検討して設計すべき注意義務があるとしたうえで、Y₂は、本件土地が造成地であり切土と盛土の硬軟両質の地盤で構成されていることを認識していたから、建築位置と基礎構造を十分検討しないと不同沈下がおこ

り、本件建物がひずむ危険があることを容易に予見できたのに、地盤の状態をまったく無視して基礎構造を初め本件建物の設計図を作成したから、設計にあたり、敷地調査義務を十分に尽くさなかつた過失があったとした。

Y_2 の監理ミス我问う前提である訴外Aの施工ミスについては、本件建物の基礎の割栗石の中は布基礎巾より狭いし、基礎自体と基礎上端の均しモルタルが水平を欠いており、また、本件建物に相応の建築材料を使用しているのに、小屋組、軸組など木工事の主要部分が通常の工法で施工されず手抜きされているとする。

そのうえで、Aの施工ミスに対する Y_2 の監理責任については、 Y_2 は、一級建築士として監理にあたり、設計図どおりに工事が施工され、手抜き工事が行われないように工事施工者であるAを指導監督すべき注意義務があつたとしたうえで、 Y_2 は、基礎工事中一度も現場に行かなかつたため、基礎工事の欠陥を発見できなかったし、誠実に監督しなかつたため、木工事の手抜き工事を発見できなかったから、監理者として工事施工者に対する指導監督義務を怠つた過失があつたとした。

そして、結論として、 Y_2 の過失と本件建物に欠陥が生じたこととの間には相当因果関係があるとして、Xの損害につき、 Y_2 には民法七〇九条に基づく責任を、 Y_1 には民法七一九条に基づく責任を認めた。

【考察】 本判決は、 Y_1 の従業員 Y_2 （一級建築士）の設計ミス（敷

地調査義務違反）及び監理ミス（工事施工者に対する指導監督義務違反）を認めているが、この結論自体に問題はない。しかし、本判決が、施工ミスを直ちに建築家の監理ミスに結び付けている点には賛成できない。蓋し、工事施工者の施工ミスのすべてについて必ずしも監理者たる建築家が責任を負うものとはいえないからである。本件の場合は、基礎工事と木工事について施工ミスがあるとされたが、基礎工事も、小屋組、軸組といった木工事もともに建築物全体からみて重要な工事であり、その部分に施工ミスがあつたのであるから、これに対して監理責任が問われたことに問題はない。しかし、仮に、小屋組や軸組以外の必ずしも重要でない木工事に瑕疵があつたのであれば、結論は異なつたであろう。何故なら、建築物全体からみて必ずしも重要でない建築部分の瑕疵については原則として建築請負人のみが責任を負い、建築家は監理責任を負う必要はないというべきだからである。

③ 長崎地裁佐世保支部昭和六〇年一月二三日判決（未登載、昭五六（ワ）第二四七号、損害賠償請求事件）

【事実】 X（建築主）は Y_1 （一級建築士）に居宅用建物新築のために設計及び監理を委託し、 Y_2 （建設会社）に本件建物の建築工事を請け負わせた。本件請負契約締結前に、一旦は、Xと Y_1 とが協議のうえで、価格の点で納得がゆき、 Y_1 の専門知識及び経験に照らし、その施工技术に十分な信頼のおける別の業者を選定していたところ、Xが突然、 Y_2 （その施工技术について Y_1

には予備知識がない。)を工事請負人としていた旨 Y_1 に了解を求め、 Y_1 はこれを了解せざるを得なかった。また、 Y_1 は、本件建物の上棟時に、 Y_2 が設計図書に記載に反する重量鉄骨を使用していることに気づき、 Y_2 に対し、その点の指摘をし是正指示をしたが、 Y_2 がこれに従わなかったので、 X にその旨を告知したという経緯があった。

X が本件建物に入居してまもなく、本件建物の屋根の庇の部分⁽¹⁰⁾が下がって傾くに至った。そこで、 X が、 Y_1 ・ Y_2 に対し、本件建物の補修を要求したところ、 Y_2 は補修工事を行ったが、うまくいかず、 X はやむなく訴外 A に対し、屋根等の補修工事を行わせた。そこで、 X は、 Y_1 に対し、屋根の設計ミス及び Y_2 の不十分な施工を看過した監理ミスによる債務不履行を理由に、また、 Y_2 に対し、施工ミスによる債務不履行を理由に、補修工事に要した費用の支払いを求めて訴えを提起した。

〔判旨〕 まず、 Y_2 の施工ミスについては、(1)庇の持ち出し梁につき、設計図書には軽量鉄骨を使用すべき記載があるのに、庇の垂れ下がり⁽¹¹⁾を招き易い重量鉄骨であるH型鋼⁽¹²⁾を使用し、(2)樋のジョイント部分につき、設計図書上にはエキスパンションジョイント⁽¹³⁾を使用すべきことが記載されているのに、これを使用せず、(3)シングル⁽¹⁴⁾の貼り付けのために、設計図書に反して防水目的から避けるべき釘打ちを一部併用したなどの点を挙げ、(1)のミスにより、庇が垂れ下がり、それより中心部分に属する構造物が引き下げられ、屋根に凹凸が生じ、また、庇

の付け根の真上付近に設けてある谷樋式⁽¹⁵⁾の軒樋⁽¹⁶⁾もともに引き下げられ、(2)のミスと相俟って、樋の接合部分の正常な接合が損なわれて屋根上の円滑な排水が妨げられ、また雨水を破損部分から浸透させる結果となり、さらに、(1)のミスによって釘穴部分からの雨水の浸透を招き、雨漏りを発生させたとした。

Y_1 の責任については、設計ミスは認められなかったが、監理ミスに関しては、前記(2)及び(3)の施工ミスを看過した点に監理ミスがあると見た。しかし、前記(1)の施工ミスについては、 Y_1 がこの点につき Y_2 の現場責任者に注意し、これが容れられなかったため、 X がこの旨を進言したことを理由に、(1)につき監理ミスを否定した。以上の理由により、 Y_1 及び Y_2 の債務不履行に基づく損害賠償責任を認めた。

〔考察〕 まず、 Y_2 が庇の持ち出し梁につき、設計図書に反して軽量鉄骨ではなく重量鉄骨を使用している(前記(1)の施工ミス)のを Y_1 が発見し Y_2 の現場責任者に注意したが容れられないため X にこの旨を進言したことをもって、この点につき Y_1 に監理ミスはないとした判示には疑問がある。一般に、監理者の負担する義務は、当事者間で特段の取り決めをなさない限り、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり⁽¹⁷⁾に実施されているかいないかを確認し(建築士法二条六項、工事が設計図書のとおり⁽¹⁸⁾に実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に注意を与え、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する(同法一八条三項)ことを内容とするものと

されている（因に、本件の場合、当事者間で特段の取り決めはなされていない）。これらの建築士法の規定をみると、単に「注意を与え」たり「報告する」ことが監理者に要求されているだけであり、「注意」や「報告」の内容及び程度は法文からは必ずしも明らかではない。本件の場合、 Y_1 が X に対し、軽量鉄骨の代わりに重量鉄骨を使用することの危険性についてどの程度の強さで進言（報告）したかは必ずしも明らかではないが、かなり強く進言すべきであったものと考えられる。蓋し、工事施工者が Y_2 に決定する前に、請負価格の点でも施工技術の点でも Y_1 にとって信頼のおける別の業者が内定していたものの、 X の側の都合で突然、 Y_1 がその施工技術について予備知識がなく信頼関係が形成されていない Y_2 に取って代わったという経緯があったのであるが、だとすれば、監理者たる立場にある Y_1 としては、このような必ずしも信頼の置けない施工業者（ Y_2 ）によってであれ、建築物が設計どおりに瑕疵なく建築されるべく、全幅の信頼の置ける業者に施工が委託されている場合におけるよりも高度の注意義務を尽くして監理にあたらねばならないというべきだからである。さらに、また、庇の持ち出し梁は、建物全体からみて重要な建築部分であることから、他の部分と比べてより高度の注意義務を尽くすことが監理者に要求されているのであり、従って、二重の意味において監理者たる Y_1 には高度の監理義務が課せられていたものといえるのである。だとすれば、本件の場合、 Y_1 は重量鉄骨を用いることの危険性につい

て X にきわめて強く進言すべきであったのであり、単に進言の有無のみ調べ、その内容及び程度につき吟味せずに直ちに監理義務違反なしとした点で、本判決は失当であるといえよう。

また、 Y_2 が種ジョイント部分にエキスパンションジョイントを使用していない（前記②）の施工ミス）のを知って放置したこと、さらに、 Y_2 がシングルの貼り付けに糊付けと釘付けとを一部併用した（前記③）の施工ミス）の看過したことを根拠に Y_1 の監理ミスを認めているが、この点も直ちには首肯できない。蓋し、種ジョイント部分の工事もシングルの貼り付け工事とともに建築物全体からみて必ずしも重要な工事ではなく、その瑕疵に対しては本来、建築請負人のみが責任を負うべきものであり、監理者は原則として責任を負う必要はないからである。しかし、本件の場合、既に述べたように、施工業者である Y_2 の信頼度は不明であり、それ故に、かような本来建築請負人の固有領域に属すべき工事に対しても厳格な監理義務を尽くすことが要求されていたのである。従って、（②）及び（③）程度の施工ミスであっても、 Y_1 は厳密に「注意」や「報告」を行わねば、監理責任を問われることになるのである。しかし、いずれにせよ、施工ミスを短絡的に監理ミスに結び付けている点において納得できないものの、（②）及び（③）の施工ミスにつき Y_1 の監理責任を認めた本判決の結論は妥当といえる。

④ 福岡高裁昭和六一年一月一日判決（判タ六三八号一八三頁）
本判決は、前掲③判決の控訴審判決であり、一審判決中の一

級建築士 Y_1 （被告・控訴人）敗訴の部分、つまり Y_1 の監理ミス
を認めた部分を取り消し、建築主 X （原告・被控訴人）の Y_1 に
対する請求を棄却した（事実関係は既に紹介してあるので省略
する）。

【判旨】 まず、前記（１）の施工ミス（前掲③判決の該当部分を
参照、以下同じ）については、一審判決と同様、 Y_1 に監理責任は
ないとする（この点が不当であることについては既に述べた）。
ところが、一審判決とは異なり、前記（２）及び（３）の施工
ミスを看過した点についても、 Y_1 の監理責任を否定した。すな
わち、（ア）（２）及び（３）は常識外れの工法であり、しかも
工事現場に常駐していない Y_1 側にとって容易に発見し難い工事
部分における瑕疵であること、（イ） Y_2 は、その見積価格や
施工能力を Y_1 において十分吟味する機会のないまま X により一
方的に選定されたこと、（ウ） Y_1 は（１）の施工ミスを指摘・
報告したが X はこれを無視したこと、（エ）従って、仮に（２）
及び（３）の施工ミスを Y_1 が X に報告したとしても無視される
ことが容易に推認されること、（オ）（１）ないし（３）の施工
ミスによる不利益は、 Y_2 を選定した X が甘受すべきであり、
これを Y_1 に転嫁することは衡平に反すること、という諸理由を
列挙したうえで、 Y_1 が（１）の施工ミスについて報告義務を尽
くした以上、（２）及び（３）程度の施工ミスについて報告義務
を怠ったからといって監理義務違反を認めることはできないと
した。

【考察】 本判決は、一審判決の判断を覆し、（２）及び（３）の
施工ミスについて Y_1 の監理責任を否定した。その根拠として前
述の（ア）ないし（オ）の諸理由を挙げるが、いずれも説得力
に欠けるといえる。まず、（ア）についていえば、（２）及び（３）
はいずれも常識外れの工法で現場に常駐していないと発見し難
い瑕疵だというが、施工業者である Y_2 の信頼性は Y_1 にとって未
知数であったのだから、 Y_2 が常識外の工法を用いることも予測
する必要があったし、また、後行工事の進捗に従い先行工事の
瑕疵が結果的に隠蔽されてしまうという点で、現場に常駐して
いないと後から瑕疵を発見するのが困難になる工事部分の監理
については、 Y_2 との信頼関係が確立していないだけに、より高
度の注意義務が要求されるというべきである。従って、（ア）
は監理責任を否定する根拠にはならないといえる。（イ）につ
いては、たとえ Y_2 の施工能力等に関して十分吟味する機会がな
かったとしても、一旦、監理を引き受けた以上は、必ずしも信
頼の置けない施工業者によってであれ、建築物が設計どおりに
瑕疵なく建築されるべく、信頼関係の確立している業者に対す
るよりも高度の注意を尽くして監理を行う必要があるのである。
従って、これも根拠にはならない。（ウ）および（エ）につい
ていえば、（１）の施工ミスを報告した際に無視されたからと
いって、 Y_1 は（２）及び（３）の施工ミスの報告義務を直ちに
免れるものではない。このような主張をすること自体、建築家
としての職責を放棄するものといえよう。（オ）についてい

ば、たとえ Y_2 を選定したのが X であったとしても、 Y_1 は、これを受け入れた以上、このような粗雑な施工を行う業者をもってしても建築物が設計どおりに瑕疵なく建築されるべく、より高度の注意を尽くして監理を行う必要があるのである。監理者たる建築家は、いわば建築物を社会に終局的に送り出す役割を担っているのであり、建築物の安全性のみならず社会公共の安全をも考慮に入れて業務を遂行しなければならないのである。だとすれば、このような高度の注意義務が課されてしかるべきなのである。従って、(オ)も肯認できない。

以上のべたように、(ア)ないし(オ)の理由はいずれも説得力がなく、これらを根拠として Y_1 の監理義務違反を否定した点で本判決には賛成できない。本件の場合、施工能力について未知の業者を X が選定し Y_1 が受け入れた以上、 Y_1 には通常よりも高度の注意義務が課せられ、その結果、必ずしも重要でない建築部分の瑕疵(前記(2)及び(3)の瑕疵)に対しても監理責任を負わねばならないのである。従って、 Y_1 の監理責任を否定した本判決には納得できない。

⑤ 津地裁伊勢支部平成二年一月一九日判決(未登載、昭五八(ワ)三九号、損害賠償請求事件)

〔事案〕 X (建築主)は、鉄筋コンクリート造陸屋根三階建の住宅兼診療所の建築に際し、建築工事を Y_1 (建築工事請負を業とする有限会社)、 Y_2 はその代表取締役)に、設計及び監理を Y_3 (建築設計を業とする有限会社、 Y_3 はその代表取締役)に委託

した。工事は予定よりも遅延し、また、建物の引き渡し日に建物内で Y_1 の従業員らの作業ミスによりガス爆発事故が発生したため、 X の入居はさらに遅れた。入居後、 X は、本件建物には以下の瑕疵があるとして、本件訴えを提起した。すなわち、

(1) 冷暖房関係設備の欠陥として、1. 冷温水は主として上下のみに循環し、各室に効果的に循環する配管になっていない、2. 循環ポンプの能力が不足している、3. 各室の空気の流通に対する配慮がなされていない、などの点を挙げ、(2) 採光上の欠陥として、1. 診療室の有効採光面積を念頭に置かず、これが0となるような設計をした点、2. 有効採光面積が建築基準法上問題ないとしても、隣地に建築物が建てられた場合にも自然採光が十分に確保できるように設計する必要があるのでこれを怠った点を挙げた。さらに、(3) 本件建物建築工事の瑕疵として、一八箇所の欠陥を指摘した(詳細については判旨を参照)。

X は、以上の瑕疵を列挙したうえで、 Y_3 に対しては、(1)・(2)についての設計ミス及び(3)についての監理ミスを理由に責任(瑕疵担保責任)があるとし、 Y_1 に対しては、(1)について Y_3 の設計ミスと Y_1 の下請けである訴外 A の設計ミスが競合しており、また、 Y_3 の設計ミスを知りながら X に告げなかったことから責任があり、さらに(3)について施工ミスがあることから前記同様の責任(瑕疵担保責任)があるとし、また、 Y_2 ・ Y_1 に対しては、それぞれ有限会社法三〇条の三第一項に基づく責任(取締役の第三者に対する責任)があるととして、損害

賠償を請求した。

〔判旨〕 まず、(1)の冷暖房関係設備の欠陥1、2、3については、Y₃の覆行補助者の設計ミス、Y₁の覆行補助者の施工ミス及びその施工に対するY₃の監理ミスが競合して生じたものであるとして、設計・監理ミスによるY₃の責任、施工ミスによるY₁の責任をそれぞれ認めた。次に、(2)の採光上の欠陥の1については、Y₃の設計ミスを認めたと、(2)の2については、Xが隣地に建物が建つ予定はない旨をY₃に告げ、Y₃はその前提のもとに設計をしたのだから、隣地の建物のために自然採光が不十分であるとの瑕疵は、Xの指図によるものとして、Y₃の設計ミスを否定した。

さらに、(3)の本件建物の一八個所の「欠陥」については、そのうち一五個所について欠陥と認定した(残り三個所については、設計変更や爆発事故等によるものであるとし、欠陥とは認めなかった)。すなわち、(ア)機械室の構造耐力上主要な梁の中に整備配管を貫通させており、このため梁の耐力が低下しているが、耐力低下を防止するために鉄骨や鉄筋で梁を補強する措置がとられていない。(イ)三階バルコニーの床スラブとその上の防水養生モルタルの粗モルタルに、コンクリートの調合ミスによる目立った亀裂が生じている。(ウ)二階玄関ドアのドアチェックがドアに比べて小さかったため、これが曲がっており、十分に機能していない。(エ)モルタルの配合ミスが原因で技工室にクラックがある。(オ)廊下、階段について工

事中に付着したセメントやコールタル等の汚れがそのままになっており、壁の下地が悪く凹凸になっているため階段、廊下の幅木が不揃いになっているし、また、床の不陸箇所が多く、仕上左官の緩むらがある。(カ)床下収納庫の底部はモルタルまたは煉瓦で受ける必要があるのに砂地のままになっており、収納庫の底が抜けるおそれがある。(キ)屋上のシート防水工事において、均しモルタルが良く乾燥しないうちにシート防水を施工したために、モルタルとシート防水との接着が悪く、その間に空気層の膨らみが多数できており、雨漏りの原因となるおそれがある。(ク)アルミサッシの調整不備(開閉不自由)、隙間がある。(ケ)トイレと浴室の洗面所の二か所以外の各室のドアにギャラリーがないため、冷温気の流通が妨げられている。(コ)ボイラーの排気筒(煙突)がLPGボンベの近くにあり、設計図に反して、三階の上まで延ばして設置されていたため、火の粉がガスボンベに飛んだり、二階の技工室が煙突からの粉塵の影響を受けるおそれがある(ガスボンベとの関係で、消防署から煙突を二メートル以上離すか、ブロック等で遮蔽するよう指示がだされている)。(サ)換気扇の取り付け方が悪いため、居間、洋間二室、技工室、診療室及び待合室の換気扇の機能が不備である。(シ)パイプシャフトの点検口は通常各階に一個は付けておかなければならないのにそれがなく、また設計図では三階の押し入れの中にパイプシャフトの点検口があることになっているのにこれがないため、パイプにトラブル

が起きたときに調べようがない。(ス) 排水管継手に臭気止め⁽²⁴⁾が設置されておらず、室内に悪臭が入る。(セ) 診療室の機器全部(流し台)にトラップ⁽²⁵⁾装置が不足しており、また待合室トイレと女関に付いているトラップ装置は機能しない。(ソ) 屋上膨張タンクのボールタップ(浮き)が錆び付いていて、少し下がった所でタンクの内壁にくっついて固定してしまつたため常時少量の水が流れている、とした。そして、これらの欠陥はいずれもY₁の施工上の瑕疵であり、Y₂の監理上の瑕疵であるとされた。

以上みたように、Y₁に対しては施工ミスにより、Y₂に対しては設計・監理ミスによりいずれも民法六三四条に基づく責任(瑕疵担保責任)を認められたが、Y₂及びY₁の責任は認めなかつた。〔考察〕 判旨には若干の疑問がある。まず、(2)の採光上の欠陥の2についてY₂の設計ミスを否定した点は納得できない。判旨は、建築主たるXが隣地に建物が建つ予定はない旨をY₂に告げ、Y₂はその前提のもとに設計をしたのだから、たとえ隣地の建物のために自然採光が損なわれたとしても、Xの指図によるものであるからY₂は設計ミスの責を負わない、という理由づけをしている。民法六三六条本文の「仕事ノ目的物ノ瑕疵カ注⁽²⁶⁾文者ノ与ヘタル指図ニ因リテ生ジタ」場合に該当するため同法六三四条の規定(請負人の瑕疵担保責任)が適用されないことを根拠としているものと考えられる。しかし、民法六三六条は、その但書において、「請負人カ其指図ノ不適當ナルコトヲ知りテ

之ヲ告ケサリシトキハ」同条本文の適用が排除されることをも規定しているのである。Xが隣地に建物が建つ予定はない旨を告げたからといって、隣地所有者あるいは第三者が当該土地に建物を建てないという保証はなく、隣地に建物が建てば自然採光が妨げられることはY₂において容易に予測されたのであるから、この程度のXの告知をもってそもそも職能家としての建築家に対する「指図」といえるのかどうかという点はひとまず置き、これが「指図」にあたるとしても、本件の場合、Xの「指図」が不適當なことを知りつつY₂がこれをXに告げなかつたことは明らかであるから、民法六三六条但書が適用され、従つて、同法同条本文の規定の適用が排除されないことを前提にY₂に同法六三四条に基づく責任を認めなかつた判示には誤りがある。

次に、X主張にかかる(3)の一八項目の建物の「欠陥」のうち一五項目につき瑕疵を認められた点について異論はないが、これらの瑕疵をY₁の施工ミスであるとともに直ちにY₂の監理ミスであるとしている点には納得できない。蓋し、施工ミスのすべてにつき、監理者たる建築家が責任を負うとは必ずしもいえないからである。従つて、Y₂が監理責任を負う範囲を明確にせず施工ミスのすべてにつき監理ミスを認められた点で不当であり、監理者に過大な責任を負わせるものである。私見によれば、本判决で認められた一五項目の瑕疵のうち、Y₂が明らかに監理責任を負うべきであるのは、(ア)(イ)(キ)(ク)の瑕疵である。

(ア)については、機械室の梁は建物の構造耐力上主要な部分

であり、従って、その補強工事は建築物全体からみて重要な工事といえるので、建築家は特に注意深く監理を行う必要があるからである。(イ)についても、同様に、バルコニーのコンクリート工事及び防水工事は、建築物全体からみて重要な工事であり、監理者が特に注意して、コンクリートの調合状態を検査していれば、瑕疵の発生は防ぎえたであろうからである。(キ)についても、防水工事は重要工事であり、監理者には高度の注意義務が要求されるので、監理者はシート防水の施工前に、均しモルタルが乾燥しているかどうかを確かめていけば、瑕疵の発生は防ぎえたであろうからである。(ク)については、本件の場合、ボイラーの排気筒の工事は特に危険性を孕んでおり、従って、監理者に高度の注意義務が要請されていたのである。これに対して、以上の四項目以外の一一項目の瑕疵については、いずれも原則として、施工業者のみが責を負うべきものであり、当該業者の信頼性が低いなどの特段の事情がない限り、監理者たる建築家が責任を負う必要はないといふべきである。

以上、五件の裁判例をみたが、建築家の監理責任を否定した④判決を除いて、いずれも建築請負人の施工ミスを直ちに建築家の監理ミスに結び付けており、ドイツの裁判例にみられるような明確な基準なしに、建築家の監理義務違反を認めているといえる。

- (1) 建造物の基礎を構築する工事。彰国社編「建築大辞典」(彰国社、一九七六年)三三二頁。

(2) 広くは細粒の骨材と結合硬化材を練り混ぜたもの。一般にセメント・砂・水を練り混ぜたセメントモルタルをいう。前掲書一五二九頁。

(3) コンクリート材料の計量・調合・混練・運搬・打込み、養生までのコンクリートに関する作業。前掲書五四四頁。

(4) 建造物の基礎の沈下が一様でなく、場所により異なった沈下量を示すこと。前掲書一三四五頁。

(5) 比較的大張間の構造物に用いられる架構。屋根自重や屋根面に作用する風圧力・積雪荷重などの外力を柱や壁に伝える。前掲書五六頁以下。

(6) 軸組・床組・小屋などの建物の主体をなす構造木工事と、主体構造に取付く敷居・鴨居・階段・押入・床(とこ)・戸袋・庇および床(ゆか)・内外壁・天井仕上などの造作工事。「大工工事」ともいふ。前掲書一五二二頁。

(7) 基礎地業などに使用するために岩石を打割って作った小塊状の石材。建物・道路・石垣などの基礎工事で地盤を固めるために用いられる。前掲書一六六一頁。

(8) 直接基礎の一。壁下などに用いる壁の長さ方向に連続した同じ断面の基礎。前掲書一一六八頁。

(9) 土台・柱・梁・桁・筋かいなどから構成されている壁体の骨組。前掲書六二五頁。

(10) 出し梁や垂木などのような支点より外側に突出した水平部材の部分のこと、または突出すこと。前掲書一五二二頁。

(11) H形の断面を持つ形鋼。前掲書一四四頁。

(12) 部材をその材軸方向で継ぐ方法、またはその個所。前掲書九九八頁。

(13) 建築物・構築物の接続方法の一。前掲書一三八頁。

- (14) ①日本の柿(こけら)板に相当する薄い屋根葺板。②砂付きルーフィングを屋根葺用単位に切断したアスファルトシングル。③単板。前掲書七四三頁。
- (15) 屋根の谷に設けられる樋。前掲書九二三頁。
- (16) 屋根面を流れる雨水を軒先で受ける樋。前掲書一一九一頁。
- (17) 鉛直方向の面荷重を受ける板状のもので、床として用いられるもの。前掲書七九八頁。
- (18) 開かれた扉を自動的に速度を調節して静かに戻し閉める装置。前掲書一〇五七頁。
- (19) 物体に荷重が作用したときや乾燥収縮あるいは膨張したときの内部応力による変形量、脱水や湿度変化による体積の変形量などが、物体自身または拘束しているものの許容し得る変形量を超えるときに生ずる小さなひび割れのこと。前掲書三七二頁。
- (20) 壁の最下部で床に接する個所に設けた横板。前掲書一二四〇頁。
- (21) 水平でないこと。面が平らでないこと。前掲書一三六八頁。
- (22) 合成高分子ルーフィングを合成ゴムまたは合成樹脂の接着剤で下地に張付けた防水層を用いた防水法。前掲書四八六頁。
- (23) 配管用スペースの一。多層建築物内における各階を貫通してあけられている堅方向の中空スペース。建築設備用各種配管を集中的に収納する。前掲書一一〇七頁。
- (24) 排水用配管を接続するため中間に使われる異形管の総称。主として排水鑄鉄管酔用にはソケット形またはフランジ形、排水鋼管用にはねじ付きが使用される。前掲書一一〇三頁。
- (25) 水封によって汚染物質の流入を阻止する器具。下水または他の系統の排水管などから悪臭や汚染された空気、ガス体などが逆流するのを防ぐために器具接続管または屋内排水末端部に設けられる装置。前掲書一一二二頁。

四 おわりに

本稿では、我が国とドイツにおける建築家の監理義務に関する裁判例を概観、検討した。ドイツにおいては、建築指揮義務の明確な範囲画定基準を設定して建築家と建築請負人の責任分担領域を判断しているのに対し、我が国においては、何ら明確な基準を立てずに施工ミスを直ちに建築家の監理ミスに結び付けている。従って、我が国においては、建築家はすべての施工ミスに対して監理責任を負わされることになる。そうだとすれば、これは、建築家に対して過大な負担を課すことになり、到底首肯しうるものではない。我が国の裁判例において解明する必要があるのは、監理者たる建築家は建築請負人の施工ミスに対してどの程度まで責任を負うべきなのか、つまり、建築家の監理義務の範囲についての明確な画定基準なのである。この点の究明なしには、建築家の監理責任が各事案ごとに少なからず恣意的かつ不明瞭に判断されることになり、建築家にとってどの程度の監理を行えば責任を追及されずにすむのかという判断基準が立てにくいであろう。従って、この点に関して、ドイツの裁判例は大いに参考になるのであり、それらの裁判例の見解を中心に、我が国においても、この問題領域に関する議論を深めていく必要があるであろう。

〔追記〕

本稿作成にあたり、財団法人民事紛争処理研究基金の平成三年度の研究助成を受けた。記してここに謝意を表する次第である。